

令和6年度

浜松市内部統制評価報告書
審 査 意 見 書

浜 松 市 監 査 委 員

浜 監 第 84 号
令和 7 年 9 月 12 日

浜松市長 中 野 祐 介 様

浜松市監査委員 石 坂 守 啓

浜松市監査委員 佐 藤 雅 秀

浜松市監査委員 太 田 康 隆

浜松市監査委員 須 藤 京 子

内部統制評価報告書に係る審査意見の提出について

地方自治法第 150 条第 5 項の規定により、同条第 4 項に規定する令和 6 年度浜松市内部統制評価報告書を審査したので、次のとおり意見を提出します。

令和 6 年度 内部統制評価報告書に係る審査意見

第 1 審査の基準

この審査は、浜松市監査基準(令和 2 年浜松市監査委員告示第 2 号)に準拠して実施した。

第 2 審査の対象

この審査は、市長から令和 7 年 6 月 3 日に審査に付された令和 6 年度浜松市内部統制評価報告書(以下「評価報告書」という。)を対象とした。

第 3 審査の期間

令和 7 年 6 月 3 日から同年 7 月 25 日まで

第 4 審査の着眼点及び実施内容

第 2 に定める書類について、以下の点を着眼点とし、検証した。

- ・ 市長による評価が、市長が定めた評価手続に沿って適切に実施されているか
 - ・ 内部統制の不備について、重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているか
- 審査手続については、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」(令和 6 年 3 月総務省改定)の V 「監査委員による内部統制評価報告書の審査」の趣旨に沿って、必要に応じて関係部区局等に説明を求めた上で、審査を行った。また、その他の監査等において得られた知見を利用した。

第 5 審査の結果

1 審査結果

上記のとおり審査した限り、重要な点において、内部統制評価報告書の評価手続及び評価結果に係る記載は相当であることが認められた。

2 審査意見

令和6年度は、内部統制環境の強化を行う第2ステージの2年目として、前年度に引き続きリスク管理能力の強化や管理職のマネジメント意識の醸成・向上策、事前統制に向けた取組等が進められた。

また、地方公共団体が内部統制を導入及び実施する際に参考となる基本的な枠組みや要点等を示す、国の「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）が令和6年3月に改定された。

これらを踏まえ、本市における内部統制の一層の推進に向けて次のとおり意見を述べる。

(1) リスクへの適切な対応について

内部統制において、重要性の高いリスクに優先的に取り組み、メリハリのあるリスク管理を行うことは、運用上の大きなポイントである。

本市として、管理リスクの選択と集中によるリスク管理能力の強化など、内部統制環境の強化を目指すことを、内部統制評価報告書に明記しており、内部統制の一層の洗練につながるものと評価できる。一方で、令和6年度は、国庫補助事業に係る組織内での情報と伝達が十分でなかったことによる、運用上の重大な不備が発生した。制度統括課である政策法務課は、過度な文書化をはじめとした制度運用コストの抑制を図りつつ、必要な情報が関係部署及び関係職員に適時かつ適切に伝達されるよう、実効ある対応を図られたい。

また、事務ミスが発生件数について、過去5年度でおおむね100件前後で推移し、横ばいの状況となっている。制度統括課は、事務処理の適正化の観点から各部局における業務改善を引き続き促進するとともに、関係課と連携し、庁内における事業のスクラップ・アンド・ビルド、BPR推進やデジタル活用等により、ミス発生要因の削減に努められたい。

(2) 部局等を単位とした内部統制の推進について

本市では、令和2年度の制度導入時から、各執行機関及び議会との協定により、市長を中心とした市全体における内部統制体制を構築しており、部局を推進単位として位置付け、内部統制の評価・調整等を行うこととしている。

令和6年度の定期監査では、それぞれの監査対象部局において組織の実情等に即した形で、部局長のリーダーシップに基づく取組が行われていたことが確認でき、一定の理解・浸透が図られていると評価する。今後は、既存の枠組みや経営資源を有効活用し、部局長のマネジメントによる内部統制機能を最大化するため、部局における法令遵守に係る役割を担う政策法務主任をはじめとする、官房機能の積極活用について検討されたい。

また、内部統制は、業務に組み込まれ、組織内の全てのものにより遂行されるプロセスであり、その実現に向けて、市長を含む全職員が主体的に取り組むことが求められていることから、制度統括課は、ガイドラインや他都市の事例等を参考に、全ての職員の理解と意識を高めるための取組を図られたい。

第6 備考

評価報告書の「3 評価結果」に記載のとおり、国庫補助金の交付申請手続きにおける運用上の重大な不備があったため、本市の内部統制は、その一部が評価対象期間において有効に運用されていなかった。

なお、当該不備は、評価対象期間内において是正されていることを確認した。

